

平成二十五年三月二十九日

昨年末の衆議院總選舉に就き、地方により人口に對する議員數に有意の格差ありとて、各地に於て選舉の違憲性及び無効を訴ふる十七件、そが一審判決各高裁より相次ぎ言渡さる。この問題既に前回平成二十一年の總選舉に對して最高裁判所より「違憲状態」との判決あるも、その後改善なしとして今回の高裁判決は「違憲、但し無効とせず」が多き中、廣島高裁は廣島一及び二區、並びに岡山二區を「違憲、選舉無効」と判決す。最高裁による判決確定待ちとは雖も、メディアは概ね判決を支持、前回の最高裁「違憲状態」判決に對する國會の怠慢を責む。

問題の基本は各都道府縣に一律に一議席を配分するにあり、特に議席數少からば、「一票の格差」への影響大となるは言ふを待たず。されば取敢へず「ゼロ増五減」を實現して、當面の處理をせむとするも、一方議員定數の削減も要請せらるれば、その效果乍ち消滅するの可能性あり。かくて各都道府縣への一律議席配分は廢止せざるを得ずと云々。

ここまでの考察は殆ど異論なかるべし。然るに目を世界に轉ずるに、國際連合にては加盟各國は夫々一票の投票權を有し、人口十億を越ゆる中國もインドも、百萬に充たぬキプロスも各投票權は同じく一にして、「一票の格差」は問題とならず。各國の主權と文化を尊重するの故なり。都道府縣には完全なる主權は在らずといへども、地方分權の範圍も廣く、その文化も獨自性の強きを考ふれば、過疎の傾向ありとも國政への發言の機會を可能の限り與ふべしと思料せらる、も故なしとせず。特に「一票の格差」違憲無効の判決を受けたる選舉區の「不當利得」を自ら提訴せる形なるはやや不自然の感を免れず。大都會へ人口集中し、そこに社會基盤の整備自づから進む一方、人口流出し、過疎の地となれば、國の施策もとかく不足し勝ちとなるが現状なれば、その地より選出の議員數これ以上減少せば、他府縣議員の同情をのみ頼りとせざるを得ざるべし。

これを要するに、議員定數は單純に人口比例のみを正當とせば、全國一區完全比例代表制以外その解決策なきも實際的に非ず、また現行の都道府縣への一律配分の濫存はその影響を十分小さくすべく、人口密集地域の選舉區を更に細分化して定數増を圖るの要あり、これまた「身を切る」議員定數削減に背馳せむ。

茲に民主主義の基本原理たる多數決に問題點潛むを見る。即ち之は標準化せる人間のみを前提とし、その個性は勿論、人間を取り卷く自然、文化など全て捨象す。チエコスロバキアが數箇の國家に分裂せるは統合不可能の文化の存在が故にして、多數決原理は克く統一を保障し得ざりき。今日地球環境問題に端を發して生物生態の多様性への理解進み、人間社會に於ても文化の多様性尊重の機運熟するを見るにつけ、この際多數決原理の前提條件を再考するの好機に非らずや。